

清和小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる。という基本認識にたち、児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指すとともに、いじめ問題の未然防止はもとより、早期発見・早期対応を図るため、いじめ防止対策推進法に基づき、本校のいじめ防止等の取組に関する基本的な方向や内容等について「清和小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめ防止対策推進法第2条より 平成25年度から

- いじめ問題対応における学校の核として「いじめ防止委員会」を組織する。構成は、校長、副校長、主幹、生活指導主任、学年担任、養護教諭、（スクールカウンセラー）、専門員とする。役割として、いじめ防止等の取組に関すること、相談内容の把握、組織的な対応、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- いじめを早期に発見し、保護者等に早期の情報提供を行い、「いじめ防止委員会」を核として「組織的な指導」を行い、早期対応、解決を図る。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の扱いを考慮し、本校の教員で共有する。
- 「道徳教育」の推進や「いじめに関する授業」を実施し、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 「教員研修」や日頃の生活指導を徹底し、児童、教職員の人権感覚を高める。
- 日頃から児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築き、児童や保護者、地域、関係機関からの情報を収集し対応する。

2 いじめ未然防止の取組【規律、学力向上、自己有用感、かかわり】

(1) 授業の充実・改善～安心、自信を高め、前向きな態度、認め合う態度を育む

- みんなが「分かる」「できる」授業づくり
- みんなが参加・活躍できる授業づくり
- 授業規律の確立 丁寧な言葉遣いの指導
- みんなの発言や学びのよさを認める教師の姿勢 適切な賞賛、価値付け

(2) 特別活動・道徳等で認め合う心と実践力を育む

- 互いのがんばりやよさを認め合う活動の充実
- 取組や活動において、一人一人に役割をもたせたとともに、自分のよさを発揮する場をつくり、責任感や自己有用感を高める
- めあてと振り返りを重視した指導を通して、主体性や根気強さを養い、成就感・達成感を味わわせる

- 1つの行事や目標に向かって全員で協力して取り組むことができるようにする
- 道徳の時間の授業の充実
 - ・心を動かし、自分を見つめ直す資料や発問、学習活動、人材の活用等の工夫
 - ・自分の生活を見つめ直しよりよく生きようとする意欲を高める

(3) ふれあい月間、人権週間の充実

- 全校、学年、学級で豊かなかかわりを促す活動や豊かな心に取り組む活動を実施
- 自他の人権について考える学習や取組を実施

(4) 教職員の研修の充実

- 「いじめ問題に対応できる力を育てるために―いじめ防止教育プログラム―」(H26,2 東京都教育委員会)を活用した年三回の研修の実施

3 いじめの早期発見の取組【見逃さない、見過ごさない】

(1) 児童の小さな変化に気付く

- 学校生活の様々な場面において全校職員で一人一人の子供を見守る
 - ・表情 ・服装や持ち物 ・日記やノートの記述 ・休み時間 ・専科の授業
 - ・登下校 等
- 迅速且つ正確な情報伝達と情報共有の徹底
 - ・生活指導連絡会の充実 ・担任への素早い情報伝達と記録の保存
 - ・5W1Hを踏まえた確実な伝達と記録

(2) 児童の実態や状況を確実に把握する

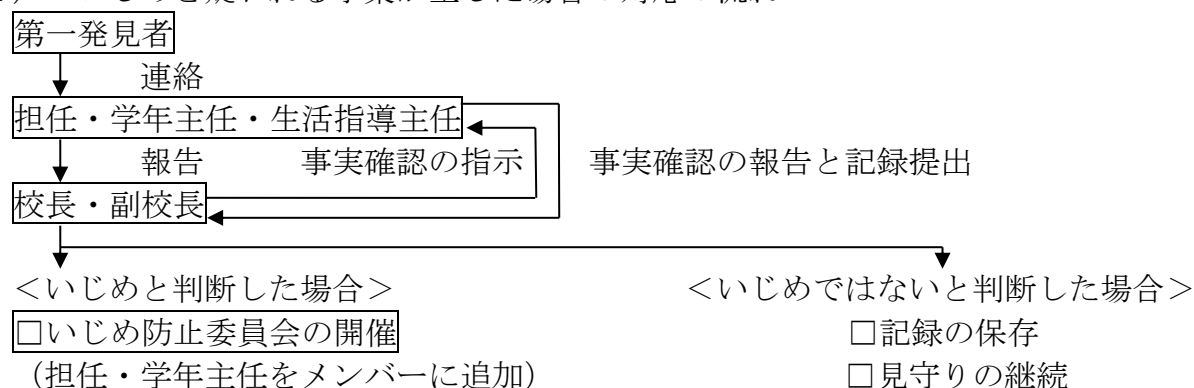
- 生活実態調査の実施（ふれあい月間にアンケート及び聞き取りを実施）
- 月例いじめ防止対策委員会での情報共有と全職員への周知
- i-checkの実施と結果の活用

(3) 様々な立場から児童を見守る～家庭・関係諸機関との連携

- 保護者との連携（個人面談、懇談会、連絡帳、電話等の活用）
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用及び教育センターとの連携
- 警察との連携（スクールサポーター等との定期的な情報交換）

4 いじめに対する対応【組織で、すばやく、徹底を】

(1) いじめと疑われる事案が生じた場合の対応の流れ



- 情報の集約と事実確認及び状況分析
- 短期的な対応策の検討
 - ・被害児童の安全確保と保護者との連携
 - ・加害児童の指導及び保護者との連携
 - ・学級・学年への指導 ・学年保護者対応 ・関係諸機関との連携 等
- 豊島区教育委員会への報告

↓
☐対応策の実施 ●対応の経過記録の保存

↓
☐いじめ防止委員会の開催 ●豊島区教育委員会への報告

- 短期的な対策の評価
- 中期的な対策の計画
 - ・見守り継続 ・人間関係の構築 ・学級・学年経営の充実
 - ・関係諸機関との連携 等

※以後、生活指導夕会やいじめ防止委員会にて、状況の把握と取組の評価を実施。

(2) 重大な事案が生じた場合の対応の流れ

